

令和7年度石川県国土利用計画審議会議事概要

1 日 時

令和8年3月5日（木）午前10時27分から午前11時22分

2 場 所

石川県庁行政庁舎11階 1110会議室

3 出席者

審議会委員 現員15人中 池本会長以下11人出席（欠席4人）
会議定足数 7人以上（半数以上の出席）
事務局 井田企画課担当課長、外村主任企画員、
森林管理課、都市計画課、港湾課 外

4 会議概要

(1) 開 会

事務局より委員の出席状況について報告があり、石川県国土利用計画審議会条例に基づき会議が成立している旨、説明

(2) 挨拶

井田企画課担当課長より挨拶

(3) 議 事

① 石川県土地利用基本計画の変更（案）について

事務局（企画課、森林管理課、港湾課）より石川県土地利用基本計画変更（案）の全体概要及び変更（案）個別の詳細について説明（諮問案件1件）

② 答 申

石川県土地利用基本計画の変更（案）について適当と認める旨、答申することと決定

③ 森林地域の縮小案件に係る会長専決及び情報提供（報告）について

事務局（森林管理課）より森林地域の縮小案件の詳細について説明（4件）

④ 石川県国土利用計画審議会運営要領の改正について

令和8年4月1日付けの改正内容について説明

(4) 閉 会

委員からの意見・質問

内容	回答（事務局）
<p>事業期間が終わってから、完了届の受理まで期間が空いている理由は何か。また法令的に問題はなかったのか。</p>	<p>事業完了後、町から完了届の提出が遅れたものであり、法令的には問題ございません。</p>
<p>縮小する森林地域に農業地域が重複しているが、耕作地だったのか。</p>	<p>現況として、水田や畑ではなく、森林だったところになります。</p>
<p>森林保全を図るために県民から森林環境税を徴収しているが、太陽光発電所を設置するための森林伐採は徴税の理にかなっているのか。</p>	<p>森林環境税は森林の公益的機能を発揮するために徴収させていただいており、荒廃した竹林の整備、熊など野生獣と人との緩衝帯の整備、県産材の利用促進等に使わせていただいています。</p> <p>開発行為については、森林法に基づいた林地開発許可制度に則って審査の上、許可させていただいております。</p>
<p>今後の再生可能エネルギーによる発電所設置や石川県の森林環境破壊に歯止めをかけるビジョンはあるのか。</p>	<p>県は、法令等に基づいて、開発内容の審査を行う立場であり、歯止めをかけた、開発行為に対して言える立場ではないことをご理解いただきたいと思います。</p>
<p>能登半島地震で珠洲市から輪島市の海岸が隆起したが、その土地がこの審議会に案件として出てくるのはまだ先なのか。</p>	<p>国土地理院が測量し、すでに市町区域に組み入れられておりますが、5地域のどの地域になるか確認し、手続きを進めさせていただきたいと思います。</p>
<p>水力発電所の案件で、堰を作ることで、水面が増え、周辺の環境に影響があるか評価しているのか。</p>	<p>取水堰なので、ダムのように水面が大きく増えるということは想定しておりません。また、規模的に環境アセスの対象とはなっておらず、自主的な環境影響評価も特に行っていません。</p>